

【事業者支援（国）】

No	項目	質問内容	回答	備考
1	持続化給付金	申請方法を教えてください。	申請用HPからの電子申請になります。 【申請用HP】 https://www.jizokuka-kyufu.jp	【お問い合わせ先】 持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 [IP電話専用回線] 03-6831-0613 8:30～19:00 5月・6月（毎日）
2	持続化給付金	対象となる事業者を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者が対象となります。 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象とする予定です。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。	
3	持続化給付金	給付金額の計算方法（売上の期間等）を教えてください。	給付額は、原則、「法人：200万円」「個人事業者等：100万円」になります。 ただし、前年からの売上の減少分（計算式は以下のとおり）を超えないものとします。 【計算式】減少分＝（前年の総売上（事業収入））－（前年同月比 50%月の売上×12か月）	

【事業者支援（神奈川県）】

No	項目	質問内容	回答	備考
1	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	どのような制度ですか。	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、県の要請や依頼に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に御協力いただいた中小企業、個人事業主の皆様に対し、協力金を交付する制度です。	【お問い合わせ先】 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 電話045-285-0536 050-1744-5875 平日9:00～21:00
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	対象者、条件を教えてください。	休業要請対象の施設の事業者（食事提供施設を除く）は、条件が休業した場合になります。 夜間営業時間の短縮要請対象の施設の事業者（食事提供施設）は、条件が、夜間営業時間の短縮をした場合（営業時間を短縮する代わりに休業した場合も含む）になります。	
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	交付要件等を教えてください。	交付要件等は次のとおりです。 ・ 神奈川県の緊急事態措置により、施設の使用停止や夜間営業時間の短縮要請に応じた事業者であること。 ・ 少なくとも令和2年4月24日以降、県内にある事業所で休業や夜間営業時間の短縮に協力いただいていること。 ・ 令和2年4月10日以前に開業しており、営業の実態があること。 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。	